

令和2年5月15日

令和2年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

令和2年5月15日会議提出議案一覧表

議案第 4 号	令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）	・・・	別冊
議案第 5 号	鳥羽市市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例 の制定について	・・・	1
議案第 6 号	鳥羽市職員給与条例の特例に関する条例の制定について	・・・	3

議案第 5 号

鳥羽市市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例の制定について

鳥羽市市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 1 5 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業活動の自粛に伴う市内経済への影響を鑑み、市長、副市長及び教育長の期末手当の減額措置を行いたく、本提案とするものである。

鳥羽市市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例

(市長及び副市長の期末手当の特例)

第1条 令和2年6月に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(昭和42年条例第5号)第3条の規定にかかわらず、同条の規定による額から市長にあつては当該額の100分の50に相当する額を、副市長にあつては当該額の100分の30に相当する額をそれぞれ減じて得た額とする。

(教育長の期末手当の特例)

第2条 令和2年6月に支給する教育長の期末手当の額は、鳥羽市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和39年条例第17号)第4条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の100分の30に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

鳥羽市職員給与条例の特例に関する条例の制定について
鳥羽市職員給与条例の特例に関する条例を次のように定める。

令和2年 5月15日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業活動の自粛に伴う市内経済への影響を鑑み、課長級職員の期末手当及び勤勉手当の減額措置を行いたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員給与条例の特例に関する条例

令和2年6月に支給する鳥羽市職員給与条例（昭和31年条例第14号）第2条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員の期末手当及び勤勉手当の額は、同条例第43条第2項及び第44条第2項の規定にかかわらず、これらの規定による額からそれぞれ当該額の100分の6に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。